

浜松市にお住まいの獣医師のみなさまへ

獣医師法第22条の届出をお忘れなく！
～平成30年度は届出が必要です～

- ◎ 獣医師には、**獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。**
- ◎ **平成30年12月31日現在の状況**を届出様式に記入の上、**平成31年1月1日から1月31日までに下記提出先に提出してください。**
 - ◆ 獣医事への従事の有無にかかわらず、すべての獣医師が対象です。
 - ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、異動状況を的確に把握するために利用されています。

※届出様式や記載方法は以下に掲載
農林水産省HP

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

勤務地でなく住所地ですので、ご注意ください。

※ 結婚等により、本籍地の都道府県名、氏名や性別が変更された場合は、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が別途必要です。

詳細は、農林水産省HP(下記URL)に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>

提出先

浜松市 産業部 農業振興課 生産環境グループあて

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 (市役所本庁舎6階)

問合せ先 TEL:053-457-2332

(1) 登録番号	第 号	(2) 本籍地の属する 都道府県名	都道 府県
(3) 登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日 4 明治
(5) 氏名	ふりがな	(6) 性別	男・女
(7) 現住所	〒 □□□-□□□□ 電話(- -) 都道府県 市区町村		
(8) 主たる職業 ((9)から(11)の各項目について最も該当するものを○で囲むこと。)			
(9) 業務の種類	(10) 業務の内容	(11) 勤務先	
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他 II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥 III I 及び II 以外の診療 IV 診療以外の業務であって 獣医学上の知識を必要とするもの V 獣医学上の知識を必要としない業務 VI 無職 (I 又は II を○で囲んだ者は、I の i から v まで又は II の i から iii まで の主たる対象を一つ選択し、○で囲 むこと。)	1 自ら開設する診療施設において診療の 業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の者が開設する診療施設において診 療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従 事 4 他の者に雇用され往診のみによって診 療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事 (教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者(大学院生を含 む。)で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事 (教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他 (5 又は 10 を○で囲んだ者は、5 のアからエまで又は 10 のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で 囲むこと。)	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組 合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国立大学法人 09 私立学校 10 競馬関係団体 11 民間企業 12 公益法人、一般社団法人 等 13 その他 (04から06までのいずれかを○で囲んだ 者は、①から⑥までの番号を一つ選択 し、○で囲むこと。) ①本庁等 ②検査指導機関 ③家畜保健衛生所等 ④保健所等 ⑤食肉衛生検査所等 ⑥その他	
(12) 勤務先の名称	ふりがな		
(13) 勤務先の所在地	〒 □□□-□□□□ 電話(- -) 都道府県 市区町村		
(14) 従たる職業の概要			
(15) 備考			